

2021年2月26日

## 日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針

### 第一三共グループ企業年金基金

#### 1. 基本方針

第一三共グループ企業年金基金は、「資産保有者としての機関投資家(以下、「アセットオーナー」)」の立場として『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(以下、「本コード」)の受入れを表明いたします。

当基金は、自ら直接には株式等の資産を運用しておらず、「資産運用者としての機関投資家(以下、「運用受託機関」)」を通じて株式等の資産を保有しております。

当基金は、資産の運用を委託している運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たし、投資先企業との対話を通じて企業価値の向上やサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)に関する課題への取り組みを促すことにより、当基金の中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを求めます。

本コードの各原則にかかる当基金の方針は以下の通りです。

#### 2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

##### 【原則1】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たすため、本コードを受入れ、本方針を策定し、公表します。

また、当基金は、運用受託機関に対して、本コードの受入れと、本コードの各原則に則り、投資先企業の企業価値の向上やサステナビリティに関する課題への取り組みを促すことを求めることにより、中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを求めるとともに、当該行動が当基金の方針と整合的なものとなっているか、定期的にモニタリングを行います。

**【原則 2】**

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、投資先企業の選定や議決権行使を自ら行わないため、運用受託機関に対して、利益相反への明確な対応方針の策定、公表及び遵守並びに当該運用受託機関における利益相反防止のためのガバナンス体制の整備を求めます。

また、当基金は、運用受託機関が第一三共株式会社への議決権を行使する場合等において、当該運用受託機関の判断を尊重することにより、当基金において想定される利益相反の発生を回避します。

**【原則 3】**

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、アセットオーナーとして、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

**【原則 4】**

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関が投資先企業と建設的な「目的を持った対話」を行うことが、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たすための有効な手段と考えています。

したがって、当基金は、運用受託機関に対して、サステナビリティを巡る課題に当たっては、運用戦略と整合的で、投資先企業との中長期的な企業価値の向上と持続的成長を促す「目的を持った対話」を通じて課題の共有を図るとともに、問題の解決に努めることを求めます。

**【原則 5】**

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、投資先企業の議決権を直接行使することが出来ない立場であるため、運用受託機関に対し、議決権の行使と行使結果の公表に関する明確な方針の策定を求めるとともに、当該方針が投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。

また、当基金は、運用受託機関に対し、当該方針に基づき議決権行使結果を公表することを求めます。

**【原則 6】**

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関に対して、その活動状況について、年1回以上の定期的な報告を求めます。

また、当基金は、当該報告の結果を、最終受益者である当基金の加入者・受給権者等に報告します。

**【原則 7】**

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解や運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との建設的な対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための体制を整備することを求めるとともに、運用受託機関において当該体制に基づく活動の実施状況を定期的に自己評価し、その結果を公表することを求めます。

また、当基金は、運用受託機関のステュワードシップ活動を理解、評価する実力を備えるよう努めます。

**【原則 8】**

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がステュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、機関投資家向けサービス提供者には該当しません。

以上